

条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要な事項について

制定 平成19年 5月 1日

改正 平成20年 4月21日

改正 平成21年 4月 1日

改正 平成26年 4月 1日

改正 令和元年10月 1日

改正 令和 4年10月 1日

工事に係る条件付き一般競争入札における入札に共通して必要となる事項を定める。

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加することができる者は、滑川市の競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「登載者」という。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 案件ごとに定める入札参加条件を満たしている者であること。

ウ 滑川市建設工事入札参加者選定要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。

エ 当該案件に係る他の入札参加者と資本又は人事において関連のある建設業者でないこと。

オ 建設業法第26条第3項の規定による専任の者は、入札参加申請書の申請日以前3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

(2) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による工事に係る入札にあつては、入札に参加することができる者は、前号の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

ア 共同企業体の構成員が登載者であつて、前号ア、ウ及びオの要件を満たすこと。

イ 共同企業体の構成員が同一の入札における他の共同企業体の構成員でないこと。

ウ 共同企業体の構成員が、同一の入札における共同企業体の構成員（他の共同企業体の構成員を含む。）と資本又は人事において関連のある建設業者でないこと。

エ 共同企業体の代表の構成員が構成員中最大の出資比率を有する者であること。

オ 自主的に結成された共同企業体であること。

カ 共同企業体の運営形態が共同企業体の構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。

2 契約条項等の閲覧

契約書案、入札心得は、案件ごとに定める期間内に案件ごとに定める入札及び契約を担当する課において閲覧に供する。

3 設計図書等の縦覧

(1) 設計書等の縦覧について、次のとおりとする。

ア 期間

案件ごとに定める。

イ 縦覧の方法

原則、滑川市ホームページからの縦覧とするが、滑川市総務部財政課でも縦覧することができるものとする。

滑川市ホームページの「入札情報」→「入札予定」からダウンロードして縦覧するものとする。

滑川市ホームページ <https://www.city.namerikawa.toyama.jp/>

(2) 設計図書等について質問があるときは、工事ごとに定める期間内に工事ごとに定める入札及び契約を担当する課へ書面を持参して行う。ただし、市長が特に認めた案件については、公告において別に定める。

(3) 質問に対する回答は、工事ごとに定める期限までに電送することにより行う。

(4) 電子入札にあつては、前項までの規定にかかわらず、その使用するシステムの機能によるものとする。

4 入札方法等

(1) 提出書類

ア 入札参加申請書（様式第1号）（共同企業体にあつては、建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第2号））

添付資料

① 施工実績（資料1）

② 配置予定の技術者（資料2）

③ 施工計画（特に高度な施工技術を要する工事に限る。）（資料3）

イ 使用印鑑届（様式第3号）（共同企業体に限る。ただし電子入札にあつては省略することができる。）

ウ 入札書

エ 積算内訳書

オ 入札公告において定める書類

(2) 入札の方法

ア 入札の方法（出場入札、郵便入札又は電子入札）については、案件ごとに定め、公告等において明らかにする。

イ 郵便入札の方法は、滑川市郵便入札実施要領（試行）により行う。

ウ 電子入札の方法は、滑川市電子入札実施要領により行う。

5 入札書に記載する金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を

加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、電子入札にあっては、入札書に記載することに代えて、電子入札システムへの金額の入力とする。

6 入札の辞退

郵便入札の場合、入札書提出後に入札を辞退する場合は、案件ごとに定める入札書等の到着期限までに、入札辞退届を案件ごとに定める入札及び契約を担当する課へ提出する。

7 入札の入札・開札方法等

(1) 入札・開札日時及び場所

案件ごとに定める。

(2) 郵便入札の開札立ち会い

ア 開札立会人は、入札書等の封入された郵便封筒の受理番号を基に、次により選定する。

入札参加者数	受理番号の順位
6者未満	2番、4番
6者以上8者未満	3番、5番
8者以上10者未満	4番、6番
10者以上12者未満	5番、7番
12者以上	6番、8番

イ アにより選定した立会人に対しては、開札立会依頼書により立会いを依頼するものとする。

ウ 入札参加者の代理人が立会人となる場合は、委任状を提出しなければならない。

エ 立会人は、開札前に立会人名簿に署名しなければならない。

オ 依頼された立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することができないものとする。開札立会いの辞退があった場合は、受理番号を繰り上げて立会いを依頼するものとする。

カ 開札時間になっても立会人が全て参集しないときは、不足する人数を当該入札事務執行者以外の職員が立会い開札をする。

(3) 落札候補者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の入札価格を提示した者とする。

(4) 落札候補者が入札及び契約を担当する課から第4項第1号に掲げる提出書類以外の入札参加資格審査書類の提出を求められたときは、当該提出を求められた日から起算して2日以内（休日（滑川市の休日を定める条例（平成元年滑川市条例第2号）に定める休日をいう。以下同じ。）を除く。）に入札参加資格要件を満たしていることを証する書類を持参により提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、こ

の限りでない。

8 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

ア 原則入・開札後、事後審査により落札者を決定するものとする。

イ 落札候補者について、入札参加資格を有すると確認したときは、確認した日をもって落札を決定する。

ウ 落札候補者を審査の結果、入札参加資格要件を満たしていないと認めるときは、新たに次の順位者を落札候補者として審査を行うこととし、落札者決定まで同様に繰り返すものとする。

エ 落札者が決定したとき、次の順位以降の者については、資格審査を行わないものとする。

オ 最低の入札価格を提示した者が複数あるときは、当該入札をした者について、入札参加資格の確認を行った上で、指定する日時に案件ごとに定める入札及び契約を担当する課に参集を求め、くじ引きを行い、落札者を決定する。当該入札をした者が指定する日時に参集しないときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじ引きを行い、落札者を決定する。ただし、電子入札にあつては、電子くじを用いるものとする。

カ 落札者の決定は、原則として開札日を含めて3日以内（休日を除く。）に行う。ただし、落札候補者の入札参加資格に疑義があるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当と認められるときはこの限りでない。

(2) 入札結果等の通知

ア 落札者が決定したときは、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行う。

イ 入札の結果については、案件ごとに定める入札及び契約を担当する課並びに滑川市ホームページでその結果を公表する。ただし、電子入札にあつては、その使用するシステムの機能によるものとする。

ウ 落札候補者でありながら落札者とならなかった者に対しては、イにより公表するほか、理由を付した書面を電送（電子入札にあつては、その使用するシステムの機能による。）して通知する。この場合において、通知を受けた日を含め7日以内（休日を除く。）に書面にてその理由について説明を求めることができる。

9 入札保証金

免除する。

10 入札の無効等

(1) 滑川市契約に関する規則第27条、滑川市入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条及び滑川市入札心得（予定価格を事前公表しないもの）第6条のいずれかに該当する入札

(2) 落札候補者が、落札決定日までに入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者のした入札は、効力を失う。

11 契約手続等

(1) 契約の締結

契約の締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、滑川市契約に関する規則（昭和50年滑川市規則第16号）及び入札心得に規定するところによる。なお、落札者の決定後、契約の締結までの間において、当該落札者が第1項の各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときには、当該契約を締結しないことがある。

(2) 契約保証金

指定金融機関において納付する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付したとき、又は履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金を免除する。

(3) 支払条件

案件ごとに定める。

12 施行時期

平成19年5月1日から施行する。

附 則

平成20年4月21日から施行する。

附 則

平成21年4月1日から施行し、同日以降の入札に係る工事から適用する。

附 則

平成26年4月1日から施行する。

附 則

令和元年10月1日から施行する。

附 則

令和4年10月1日から施行する。